

M.P.S.安全協力会

会 則

株式会社 M.P.S.

策定 平成19年3月20日

施行 平成19年3月21日

M.P.S.安全協力会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、M.P.S.安全協力会と称する。(以降MPS会に省略)

(事務所)

第2条 本会は、事務所を株式会社M.P.S.本社内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の労務管理、労働災害防止のための活動を促進し、会員の福祉の増進と、技術および安全衛生水準の向上を図ることを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員間の連絡および調整

(2) 労働条件、福利厚生等労務管理に関する活動

【会員の上乗せ保険の加入費免除・各講習の参加・会員の集い等・・】

(3) 労働災害防止活動の促進

【保護具の無償支給・各現場で開催される安全協力会の参加等・・】

(4) 職業性疾病予防のための活動

【会員の無償での定期健康診断受診や特別健康診断の受診の斡旋】

(5) 労務管理および安全衛生の改善等に関する指導

【MPS会定期会議の開催による指示・指導】

(6) 技能講習、特別教育等の実施

【会員の受講費用の一部負担】

(7) 会員の技術向上の育成活動の促進

【特殊工具の購入・会員に対する現地技術指導・日本金属協会の技術講習参加等・・】

(8) 表彰および奨励・慶弔見舞金の支給

【会員が死亡した場合は、死亡弔慰金として30,000円を遺族に贈与する。】

【会員の3等身内の者が死亡した場合は、死亡弔慰金として10,000円を遺族に贈与する。】

【前号に定めのないもので状況により贈与の必要がある場合は、本会がその都度定めるものとする。】

(9) その他本会の目的を達成するための必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条

本会は㈱M.P.S.の社員・契約職人および下請け会社から、本会の目的に賛同して入会したものを会員として組織する。

(入会)

第6条

本会員になるには別に定める手続きによって申し込み、受理後正式会員となす。

(退会)

第7条

会員は会長に退会理由を付して届け出を行い、会長の受理承諾後退会することができる。

会員は次の各号に該当した場合に本会を退会したものとみなす。

- (1)会員の資格を欠くにいたった場合
- (2)本会を除名された場合

(除名)

第8条

本会員が次の各号に該当した場合は総会の決議により除名することができる。

- (1)本会の目的の達成、または業務の運営を妨げたとき。
- (2)本会の会則違反、または名誉を毀損する行為をしたと認められるとき。
- (3)会費の納入、その他本会に対する義務を怠ったとき。

(会費)

第9条

会員は以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1)1ヶ月の請求金額の総計が50万円以下の場合、請求額の1.5%
- (2)1ヶ月の請求金額の総計が50万円を超え100万以下の場合、請求額の1.25%
- (3)1ヶ月の請求金額の総計が100万円を超える場合は、請求額の1%
- (4)ここで徴収された会費は会員が退会、又は除名された場合においても返還しない。

(届出)

第10条

会員はその名称、代表者の氏名又はは所在地のを変更した場合は、遅延なくその旨を本会に届け出なければならない。

第4章 役員

(役員任免)

- 第11条 (1)役員は、総会において選任し、又は解任する。
(2)本会から会長1名、副会長1名および監査役1名を選任する。
(3)役員に欠員が生じた場合には補充する。

(役員任期)

- 第12条 (1)役員任期は1年とし、再任は妨げない。
(2)役員は、任期満了後又は辞任後も、新たな役員が選任されるまでは引き続きその職務を行う。
(3)補充された役員任期は、その前任者の残任期間とする。

(役員職務)

- 第13条 (1)会長は本会を代表し会務を総理する。
(2)副会長は会長を補佐し、会長が会務を行えない場合は、その職務を代行する。
(3)監査役は、会の財産の管理および会計状況を監査する。

(顧問)

- 第14条 本会に顧問をおくことができ、組織運営に関して助言を求めることができる。

第5章 総会

(総会および構成)

- 第15条 総会は会員をもって構成する。

(総会)

- 第16条 (1)総会は通常総会および臨時総会とする。
(2)通常総会は毎年1回(4月)に開催する。
(3)臨時総会は、会長又は会員の要求があったときに開催する。

(総会の招集および議長)

- 第17条 (1)総会は会長が招集する。
(2)総会の議長は会長とする。

(総会の議事)

- 第18条 (1)総会は、総会員数の2分の1以上の会員が出席しなければ会議議事を決定することができない。ただし、会員が書面をもって決議の行使を他の会員または役員に委任した時は、その会員は出席したものとする。

(総会の決議事項)

- 第19条 総会は、この会則で別にさだめるものの他、次の事項について審議決定するものとする。
(1)予算ならびに事業計画に関する事項
(2)決算ならびに事業報告に関する事項
(3)会則の変更に関する事項
(4)解散に関する事項
(5)重要な財産の処分に関する事項
(6)その他会長が必要と認める事項

(総会の決議)

第20条 総会の議事は法令およびこの会則に別の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数によって決定する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。によって決定する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
(1)会議の開催日時および場所
(2)会議の目的たる事項
(3)会議を構成した出席者数
(4)議事の経過の要旨
(5)議事別の決議の結果
(6)上記に記述した議事録には議長および総会に出席した会員のうち議長が指名したものが署名しなければならない。

第6章 事務局

(事務局および構成)

第22条 (1)本会に事務局を設置する。
(2)事務局は本会の運営・維持のための必要な事務処理を行う。
(3)事務局内に会計を設置する。

第7章 資産および会計

(資産)

第23条 (1)本会の資産は会費、寄付金、その他の収入とし本会の定めるところにより会長が管理する。
(2)寄付の申し出があった金銭および物件は役員承諾を経て受理する。

(経費の弁済)

第24条 本会の経費は資産をもって弁済する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(予算の作成)

第26条 (1)本会は毎会計年度の初めに予算案を作成し、会員の承諾を得なければならない。
(2)予算に定められた科目の金額は、会計の承認を経なければこれを流用することはできない。

(会計書類の作成および監査)

第27条 会長は、毎会計年度の収支決算を作成し監査役を経て、会員の承諾を得なければならない。

第8章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第28条 この会則の変更は、総会において4分の3以上の同意を受けなければならない。

(解散、残余財産の処分)

第29条 本会は、会員の4分の3以上の同意があったときは解散することができる。

第30条 解散のときに存する残余財産は役員の決議に一任する。
ただし、生産上負債があった場合は会員平等に負担する義務を有する。

作成:MPS安全協力会 会長代行
袁田 邦将